

九運自第2065号

免 許 状

光進工業株式会社

代表取締役 細川 勲 殿

平成元年12月6日付け申請による一般区域貨物自動車運送事業の経営は、下記のとおり免許する。

道路運送法第7条第1項の規定による運輸開始の期間は、免許の日から4カ月とする。

記

1. 事業区域 福岡県

2. 条件 事業用自動車は、自動車損害賠償責任保険の上積みである責任共済又は責任保険に加入すること。

平成2年8月3日

九州運輸局長 高橋 伸 和

